

意見書

令和5年3月3日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

記

議案第1号「令和5年度事業計画（案）」及び議案第2号「令和5年度予算（案）」については、異論はない。

なお、今後の業務運営に際しては、以下の点について留意していただきたい。

- 1 長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新、地方単独事業のうち政策的に対応する必要性が高い防災・減災対策、公共施設等の適正管理対策及び脱炭素化推進、住民生活に密着した公営企業等、さらには地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野である辺地・過疎対策等、地方の課題に対応した様々な事業に対する必要な資金の貸付けを的確に行うこと。
- 2 各国における景気や物価の動向に応じた財政政策及び金融政策の影響による市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとするように努めること。また、多様な年限やE S G投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、不安定な市場環境下で安定的な資金調達を機動的に行うよう努めるとともに、グリーンボンドに関しては、地方公共団体のS D G sに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。
- 3 地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握し、個別市区町村等の経営・財務マネジメントの強化について、総務省及び都道府県と連携して、積極的かつきめ細かく支援すること。また、大学等の専門機関と相互の強みを活かして連携を図りつつ、国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究に総合的かつ中長期的に取り組むとともに、その成果を広く発信すること。さらに、遠隔地や小規模な市町村に対する支援の強化の観点からも、e ラーニング等の ICT 技術を引き続き積極的に活用すること。
- 4 公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方交付税等の地方公共団体の財源の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。

令和5年3月3日

地方公共団体金融機構経営審議委員会

委員長 三谷 隆博

地方公共団体金融機構

理事長 佐藤 文俊 殿